

令和8年度農林水産省行政事業レビュー公開プロセスの結果  
木材需要の創出・輸出力強化対策  
＜取りまとめコメント＞

【論点1 本事業による様々なアクティビティが最終的に「国産材の供給・利用量を令和12年度までに4,200万m<sup>3</sup>に増加」という長期アウトカムにつながる政策効果の発現経路を明確にするロジックモデルを検討できないか。特に、普及啓発に関するアクティビティについては、それがどのような関係者の行動変容につながったかを評価できるような短期（又は中期）のアウトカム指標の設定を検討できないか。】

- 本事業はモデル事業だと考えられるが、モデル事業は先導的に国が実施する事業であり、比較的短期間に成果を出す必要がある。しかしながら、この事業は長年継続しているものの、目標としているアウトカム成果の達成は厳しい状況にある。そのため、事業の廃止を含めた抜本的な見直しが必要になる。
- 長期アウトカム（4,200万m<sup>3</sup>）は究極のものなので、アクティビティから短期アウトカム等へのつながりを常時再検討することは不可欠である。例えば①の技術的支援、木造化促進（協議会）、木造化進展（木造率）はある意味同義反復とも言えるのではないか。特に普及啓発活動がダイレクトに影響するような指標の模索が常に必要と思われる。
- ロジックモデルが改良され、各アクティビティが国産材の供給・利用量の増加量にどの程度寄与するのかは見えやすくなった。これらを踏まえ、最も効果の期待できるアクティビティや達成ができておらず強化が必要なアクティビティを優先付けするなどして、目標達成を確実にするように検討していただきたい。また、定型様式のロジックモデルの背後に、詳細で多段階のロジックモデルを作成し、各アクティビティが本当に短期・中期アウトカムへと至るのかというロジックの精査をしていただきたい。  
普及啓発については、イベント数や参加者数にとどまらず、イベントに参加した建築主、施工者、木材関連事業者等の具体的な行動変容を把握する指標を設定することが望ましい（例えば、国産材利用を前提とした設計・調達案件数、国産材利用を前提とする調達方針・調達件数など）。これにより、イベント実施の効果をより明確に把握していただきたい。
- 現在のアウトカム（中期）を実現する上での課題・ボトルネックを整理することで、その内容を踏まえた整理が重要と考える。解決することが重要な課題をアウトカム（中期）として設定することで、課題の解決がアウトカム（長期）につながるというロジックとなる。

【論点2 木質バイオマス利用環境整備事業のように環境整備への初期段階の支援を目的としつつ長期間に渡って実施しているモデル事業について、事業の成果を踏まえ、終了時期の検討を含め事業のあり方を整理できないか。】

- 本事業は廃止を見据えた出口戦略を示す時期に来ている。本事業の経験で、何がうまくいき、何がうまくいかなかったかを総括することが必要である。
- 現地調査で明らかなように普及啓発、すなわち導入時の支援（コンサル等）は必須と思われる。現状計画策定でほぼ事業終了とのことなので、問題ないようにも思われる。事業を長期にわたって支援するという事は、次の他の初期段階事業を支援することに予算を回せないということになるので要注意である。
- モデル事業は、標準的な実施手法の整理や他地域への横展開を目的とすべきものであり、有効なモデルが他地域へ普及すれば、廃止するか、新たな社会課題や新技術に対応した新モデルの形成に焦点化していくべきである。
- アウトカム指標である「木質バイオマス発電機（熱電併給）の導入数」が直近2年間では増加傾向にないことを踏まえ、本事業が現在もモデル事業として他地域での木質バイオマス利用の増加につながっているのか、今後モデルを普及させるべき地域がどの程度残っているのか、既存のモデルでは対応できない課題が何であるのかを検証すべきである。さらに、横展開を阻害している制度的・技術的課題を調査し、その解消に重点化した事業内容とすべきである。
- 解決を図る課題及びそのボトルネックを踏まえた整理・検討が重要と考える。解決を目指す課題起点での終了の検討が重要と考える。

【論点3 森林環境譲与税の譲与を受けて自治体を実施する事業との重複を検証し、事業内容を整理できないか。】

- 森林環境譲与税の税収によって、地方自治体が様々な事業を展開しているが、地方自治体の事業の中に、本事業と同じような事業が含まれている。農水省と地方自治体で、重複した事業が展開されている。地方自治体を実施できる事業でも、国が乗り出すのであれば、広域展開が必要になるが、本事業の事例を見ると広域展開ができていない事例はほとんど見られない。さらに、都道府県であれば、市町村を越えた広域展開ができ、国が乗り出す理由はやはり乏しい。
- 森林環境譲与税という新税の用途を十分把握することは不可欠である。特に資金の流れとして国が集めたものを都道府県や市町村へ配分するので、国側の事業と重複しないように国の事業の事前周知は国側の責務であると思われる。
- 森林環境譲与税による自治体事業、環境省等の他府省の関連事業との役割分担を整理する必要がある。本事業は、標準的手法の整理、技術的知見の共有、広域的

な市場形成など、個別地域を超えるモデル形成・横展開に重点化すべきである。農水省は、構築したモデルを踏まえた他の財源・施策の活用方法について、自治体等への助言・情報提供を行う役割を重視するなどの次の段階を検討していただきたい。

- 地域単位での国産材供給・利用量の増加を図る上での課題を構造的に整理することが重要と考える。地域単位での整理結果を集約することで、全国規模で必要な取組の特定等を図ることが考えられる。

#### 【その他】

- 本事業と同じように、モデル事業を長年続けていて、目標とするアウトカム成果指標の達成が難しい事業については、立ち止まって出口戦略を示すことを行政事業レビューの原則とするべき。